

令和 5(2023)年度

外部評価報告書

令和 5(2023)年 5 月



SHOKEI

尚絅大学
尚絅大学短期大学部

目 次

内容

I 外部評価委員名簿.....	3
II 外部評価委員による評価.....	4
(1) 総評.....	4
(2) 評価できる点.....	4
(3) 改善活動への助言・提言・質疑応答	5
III 参考資料.....	7
尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程	7

I 外部評価委員名簿

氏名	職名
小野 友道	熊本機能病院 顧問
宇佐川 毅	熊本大学 理事・副学長
河村 邦比児	株式会社 熊本日新聞社 代表取締役社長
遠藤 洋路	熊本市 教育長
三輪 孝之	熊本県商工労働部 部長
鶴山 幸樹	熊本県立済々黌高等学校 黌長

Ⅱ 外部評価委員による評価

(1) 総評

今回、令和 5（2023）年度尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会を令和 5 年 4 月 24 日（月）に開催し、尚絅大学及び尚絅大学短期大学部（以下、同大学という。）の令和 5 年度自己点検・評価の結果について点検・評価し、同大学の教育・研究等の質の向上と改善に資する助言及び提言を行ったので、本報告書にその要旨を取り纏めることとした。

今回の外部評価委員会では、評価対象年度を令和 4 年度とした同大学の『令和 5（2023）年度自己点検評価書』に記載された基準 1「使命・目的等」、基準 2「学生」、基準 3「教育課程」、基準 4「教員・職員」、基準 5「経営・管理と財務」、基準 6「内部質保証」、基準 A「地域連携」、特記事項の 8 項目について検証した。

その結果、同大学においては、毎年行われている『自己点検評価書』には、事実の説明及び自己評価、改善向上方策等が的確にまとめられており、概ね自己点検・評価は適切に実施されていると判断する。

今後は、外部評価委員会の意見を十分参考にして今年度の業務改善に役立てていただきたい。それにより同大学がさらなる発展をすることを願うものである。

(2) 評価できる点

（外部評価委員会での意見交換より）

- ・ TSMC の熊本進出に伴い、同大学が協定を結んでいる台湾の高雄大学（高雄市）及び滋済大学（花蓮市）との交流促進が見込まれる。
- ・ TSMC の進出や中九州横断道路の開通に伴い、人材の流入による家庭支援の需要が高くなるため、武蔵ヶ丘キャンパスの立地については、非常に重要な場所となる。
- ・ 「くまモン学」は大学の強みとして十分活用できる。

（大学教職員との質疑応答より）

- ・ 台湾の交流協定校があり、今後の交流促進が十分に見込まれる。
- ・ 熊本県への大規模な人材流入が想定されており、地域の幼児教育・保育に対する需要が高くなる見込があるため、武蔵ヶ丘キャンパスの重要性が非常に高い。
- ・ くまモン学プロジェクトは特色ある取り組みである。

（河村邦比呂委員から提出された資料「外部評価シート」より）

- ・ キャンパスガイドは工夫が凝らされている。
- ・ 障がいのある学生への配慮として、事前把握、教職員間の情報共有が適切に行われている。
- ・ DX 化、ICT 環境の整備状況は評価できる。
- ・ 外国語履修カルテの e ポートフォリオ及び Google Classroom の運用は評価できる。
- ・ 防犯面での防犯カメラ 38 台の設置について評価できる。
- ・ ハラスメント防止規程、運用、外部識者の登用等は評価できる。
- ・ 長年にわたる地域連携への評価は高い。
- ・ 「くまモン学」については、次代に見合った取り組みで学内・学外とも期待が大きい。
- ・ 地域連携を入学時から意識づけさせることで社会貢献への意欲、学修意欲を向上させている。

(3) 改善活動への助言・提言・質疑応答

<質問事項>

- ・短期大学部と比較した際の4年制大学のアピールポイントは何か。
→保育士、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状は熊本県下で尚絅大学のみである。また、特別支援学校教諭一種免許状は需要が高く、4年制大学のみでしか取得できない。
- ・こども教育学部の入学者数について、文科省の認可時期による外的要因以外に、広報等の内的要因はあったのか。
→私立大学においては、推薦入試に占める入学者の割合が多いが、教職課程認定のスケジュールが11月末であることから1月からしか入試対応ができず、共通テスト利用型選抜も行えなかったことによる志願者数の僅少によるものと考えられる。一方、広報においては、熊本県中心であったため、窓口をもっと広くする工夫をしても良かったことが考えられる。なお、他大学における類似の学部・学科開設初年次の入学者は、ほとんどの大学が4割に満たない実績となっている。
- ・交換留学の状況について教えて欲しい。
→交換留学については令和4年8月から再開し、令和4年度は中国から2名を受入、台湾へ2名、韓国へ5名を派遣した。令和5年度は4月に台湾から1名、韓国から1名、中国から2名の計4名を受入、9月に台湾から3名、韓国から1名、中国から2名の計6名の受入を予定しており、派遣は来年の2月の予定でこれから募集する。また、5月9日に台湾の高雄市にある三信高級家事商業職業学校から生徒16人、教員5人が訪問予定である。
- ・公開講座を再開しているか。また対象者はどのようにしているか。
→令和4年の10月、3年ぶりに実施した。対象者の限定は行わず、年齢や性別 問わず受講可能としている。
- ・生活科学部の専任教員の年齢構成に関して「(60歳～69歳の専任教員の割合が)40%と高め」と記載されている意味を教えてください。
→教員の高齢化というわけではなく、十分な知識と長い実務経験を有した教員が多く在職しているということである。生活科学部は、入学時、文系の学生も受け入れ、4年間で管理栄養士資格を取得させ社会に送り出している。これは本学の強みであるとともに、高年齢の教員を含む経験豊かな教員による質の高い教育力という意味である。今後は、本学の定年が65歳であることから、表記を60～65歳と66歳以上に分けて記載することを検討する。
- ・IR機能について、上手く機能しているか。
→各学部・学科や委員会等において、種々のアンケート調査結果の経年比較と分析・検討をしたうえで、次年度の課題の抽出に取り組んでいる。なお、令和4年度は全学的な内部質保証委員会を設置したうえで、各部局と連動してPDCAサイクルを実施する体制整備を行っている。
- ・理事会と評議会について、審議決定は理事会で行い、評議会で執行するという認識で良いか。
→学園として、基本的には理事会が最高決議機関であり、予算や事業計画などの決議をする中身を事前に評議員会で諮問し理事会で決定するという流れである。ご質問の評議会は、大学・短期大学部の教学に関する最高決定機関であり議長は学長である。

<意見・要望>

- ・令和6年度の認証評価に向けては、評価機関への印象付けとして、自己判定結果の見直しを行ったうえで、令和5年度は厳しく自己評価し、その結果に対する取組みや訴求力が高まった要因を分析して令和6年度の自己点検評価書を作成するという方法を検討してはどうか。

- ・同大学の特色を活かした外国人向けの日本文化や教養、日本料理の講座等の提供を検討してはどうか。また、正課外の活動については、性別や年齢を問わないものとしたうえで、正課活動との区別を明確化すると良いのではないだろうか。
- ・こども教育学部の情報がキャンパスガイドにほとんど記載がなく、受験したくても志願にまで及ばなかった高校生がいるのではないかと。令和5年度より通常の募集が行えることから、4年生大学だからこそできる子育て支援等に付加価値を付けて、同大学の強みをアピールして欲しい。そして、同大学が地域の教育・保育の分野を担う立場として地域の課題解決に寄与する取組みを期待したい。
- ・くまモン学プロジェクトは特色ある取組みであり、同大学とのホームページと相互リンクを上手く活用するなど、広報に取り入れてはどうか。また、熊本県が全面的にバックアップすることもあり、同大学の強みとして大いに活用して欲しい。
- ・熊本県がマンガ文化に強い地域性を活かして、図書館へのマンガ蔵書の導入や有名な作家の招へい等により、同大学を訪れるきっかけ作りやキャンパス内での学生の活発な活動に繋がることを期待できるのではないだろうか。

(河村邦比児委員から提出された資料「外部評価シート」より)

- ・同大学の活動に関して、動向、動静が分かる(卒業生向け)ガイドなどが欲しい。
- ・現代文化学部の入学生定員充足率については、特色・魅力の伝え方が重要である。
- ・日本学生支援機構の貸与率が算出されているが、目標あるいは他校との比較をするのか。
- ・DX化、ICT環境の整備をしたうえで、将来の資格取得、就職なども視野に入れた対応(研修、カリキュラム化)も考えて良いのではないかと。
- ・防犯面での通報窓口の整備、緊急時の連絡網なども整備し周知することが必要である。
- ・防犯面やハラスメントとも泣き寝入り、見逃しを防ぐことが大切である。

(大学教職員からの確認事項より)

- ・TSMCの進出に対応するための外国語は中国語と英語はいずれを考えればよいか。
→TSMCの社員は英語で話せるが、社員の家族については、中国語でのコミュニケーションが必要であるため、家族向けのプログラムであれば、中国語が好まれると思われる。

令和5年5月/2日

外部評価委員長 小野 友道



Ⅲ 参考資料

尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程

(設置)

第1条 尚絅大学・尚絅大学短期大学部（以下、「本学」という。）に、尚絅大学学則第74条第2項、尚絅大学短期大学部学則第76条第2項及び尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価規程第3条第2項に基づき、尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

2 委員は、学外の学識経験者の中から学長・学長補佐会議において候補者を選出し、学長が決定のうえ委嘱する。

3 学長は、委員の氏名・所属・職名等を、尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）に通知する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が委嘱する。

3 委員長は委員会の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。

(外部評価の実施)

第6条 委員長は、学長と協議のうえ、委員会を招集する。

2 委員長は、学長及び本学の教職員を委員会に出席させ、説明を求めることができる。

3 委員会は、第2条に基づき本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、提言を行う。

4 事務担当は、前項に定める委員会の意見を外部評価報告書にまとめ、委員会の承認を得なければならない。

5 委員会は、外部評価報告書を学長に提出する。

6 学長は、外部評価報告書を自己点検・評価委員会、大学・短期大学部評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告した後、公表する。

7 学長は、外部評価の結果を次年度の事業計画に反映させるなど業務改善に努める。

(委員への謝金及び交通費の支払)

第7条 委員に支払う謝金及び交通費は、非常勤講師・非常勤職員規程に準じる。

(所管)

第8条 委員会の事務の所管は、大学企画室とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、学長の決裁により行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月24日から施行する。